

三朝町スポーツ少年団「新型コロナウイルス感染症に対する活動基本方針」

(令和4年5月18日 Ver. 3)

1 基本的な考え方

- 活動に当たっては、『鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』に従い、感染症対策を徹底して行ってください。

※ガイドラインの確認方法

＞インターネットで「鳥取県体育保健課」と検索→「学校体育・部活動」カテゴリの「運動部活動」をクリック

- スポーツ少年団の活動は、**三朝中学校の部活動活動方針に準ずることを基本とします。**
- 万が一単位団内で感染者が確認された場合の備えとして、団活動中の参加者（指導者、保護者等含む）を記録してください。

2 活動自粛の基準

状況	自粛	解除
三朝小学校臨時休業	全ての単位団	臨時休業期間終了後
〃 学年・学級閉鎖 (グループの出席停止含む)	当該学年・学級(グループ)に属する児童	学年・学級閉鎖等 期間終了後
新型コロナウイルス感染者、または保健所から同感染者の濃厚接触者と認定された児童、関係者(指導者、保護者等)	該当する者	保健所の指示による

3 大会参加及び県外、感染が拡大している地域での活動について

- 鳥取県が定める「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」に準じて、感染症対策を徹底して参加してください。
- 県外で開催される大会や練習試合、または県外のチームを招いての練習試合等は、**保護者とも必要性を十分に協議した上で、**参加または実施をしてください。なお、県内東部地区または西部地区との練習試合も同様に、必要性を十分協議して実施してください。
- 県外での大会や練習試合については、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域等、感染が急拡大している地域との試合や遠征は自粛してください。
- 原則、日帰りとし、宿泊を伴うものは保護者とも参加の必要性を十分に協議してください。
- 県外で活動する場合は、事前に**(1) 日程、(2) 全ての参加者**を三朝町スポーツ少年団本部(教育委員会事務局社会教育課)へ報告してください。
- 帰県後は通常どおり登校しても構いませんが、帰県後1週間は十分に健康観察を行い、体調不良となった場合は速やかに検査を受ける等の早期対応をお願いします。